配当公告

福岡市博多区板付六丁目一一番九号
破産者　福岡酒類販売株式会社
右の者に対する福岡地方裁判所平成二十四年(フ)第四七五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金一、三二三、四五九、三八三円
一、配当することのできる金額
金二四六、〇〇四、九四二円
平成二十六年七月十八日
福岡市早良区西新四丁目九番三九号仲野ビル六階
破産管理人　橋本　千尋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県和賀郡西和賀町沢内字鍵飯一七地割二〇番地、最後の住所本籍と同じ
被相続人　亡　柿澤　茂機
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年七月十八日
岩手県北上市本通り一丁目七番一二号新町ビル二階
相続財産管理人　弁護士　日髙　拓郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区千早一丁目二八番地、最後の住所埼玉県熊谷市石原二〇四番地二二
被相続人　亡　荒沢　邦一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年七月十八日
埼玉県熊谷市筑波二丁目一三番地加賀崎ビル二階一号波多野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　波多野孝彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市我入道浜町三二六番地、最後の住所静岡県沼津市我入道浜町三二六番地の一
被相続人　亡　芹澤　洋祐
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年七月十八日
静岡県沼津市御幸町二五番三三号Mビル一階　はまゆう法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小宮山克己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市神納町一八二番地、最後の住所三重県津市八町二丁目一〇番一六号
被相続人　亡　別所　ゐさ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年七月十八日
事務所三重県津市西丸之内三五番一二号
相続財産管理人　弁護士　中西　正洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東住吉区田辺四丁目五九番地、最後の住所大阪府羽曳野市学園前六丁目一番一号四天王寺悲田院特別養護老人ホーム
被相続人　亡　西村　和子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年七月十八日
大阪府堺市堺区新町五番三二号新町ビル六〇一号
相続財産管理人　司法書士　松本　善徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県備前市東片上九九四番地、最後の住所岡山県備前市穂浪二八六八番地七
被相続人　亡　山根　陽子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年七月十八日
事務所岡山市北区富田町一丁目二番一三号香楽ビル三階、四階森脇法律事務所
相続財産管理人　弁護士　有本　耕平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山市中区新京橋三丁目九番、最後の住所岡山市中区新京橋三丁目九番六号
被相続人　亡　長谷川英治
平成二十六年七月十八日
静岡県沼津市御幸町二五番三三号Mビル一階　はまゆう法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小宮山克己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市神納町一八二番地、最後の住所三重県津市八町二丁目一〇番一六号
被相続人　亡　別所　ゐさ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年七月十八日
事務所三重県津市西丸之内三五番一二号
相続財産管理人　弁護士　中西　正洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東住吉区田辺四丁目五九番地、最後の住所大阪府羽曳野市学園前六丁目一番一号四天王寺悲田院特別養護老人ホーム
被相続人　亡　西村　和子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年七月十八日
大阪府堺市堺区新町五番三二号新町ビル六〇一号
相続財産管理人　司法書士　松本　善徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県備前市東片上九九四番地、最後の住所岡山県備前市穂浪二八六八番地七
被相続人　亡　山根　陽子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年七月十八日
事務所岡山市北区富田町一丁目二番一三号香楽ビル三階、四階森脇法律事務所
相続財産管理人　弁護士　有本　耕平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山市中区新京橋三丁目九番、最後の住所岡山市中区新京橋三丁目九番六号
被相続人　亡　長谷川英治
平成二十六年七月十八日
静岡県沼津市御幸町二五番三三号Mビル一階　はまゆう法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小宮山克己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市神納町一八二番地、最後の住所三重県津市八町二丁目一〇番一六号
被相続人　亡　別所　ゐさ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年七月十八日
事務所三重県津市西丸之内三五番一二号
相続財産管理人　弁護士　中西　正洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東住吉区田辺四丁目五九番地、最後の住所大阪府羽曳野市学園前六丁目一番一号四天王寺悲田院特別養護老人ホーム
被相続人　亡　西村　和子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年七月十八日
大阪府堺市堺区新町五番三二号新町ビル六〇一号
相続財産管理人　司法書士　松本　善徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県備前市東片上九九四番地、最後の住所岡山県備前市穂浪二八六八番地七
被相続人　亡　山根　陽子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年七月十八日
事務所岡山市北区富田町一丁目二番一三号香楽ビル三階、四階森脇法律事務所
相続財産管理人　弁護士　有本　耕平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山市中区新京橋三丁目九番、最後の住所岡山市中区新京橋三丁目九番六号
被相続人　亡　長谷川英治
平成二十六年七月十八日
静岡県沼津市御幸町二五番三三号Mビル一階　はまゆう法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小宮山克己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市神納町一八二番地、最後の住所三重県津市八町二丁目一〇番一六号
被相続人　亡　別所　ゐさ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年七月十八日
事務所三重県津市西丸之内三五番一二号
相続財産管理人　弁護士　中西　正洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東住吉区田辺四丁目五九番地、最後の住所大阪府羽曳野市学園前六丁目一番一号四天王寺悲田院特別養護老人ホーム
被相続人　亡　西村　和子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年七月十八日
大阪府堺市堺区新町五番三二号新町ビル六〇一号
相続財産管理人　司法書士　松本　善徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県備前市東片上九九四番地、最後の住所岡山県備前市穂浪二八六八番地七
被相続人　亡　山根　陽子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年七月十八日
事務所岡山市北区南方一丁目五番一号奥村ビル五階　小林・周東法律事務所
相続財産管理人　弁護士　周東　秀成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山市北区高野尻八五二番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　茂﨑　寛
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年七月十八日
事務所岡山市北区天神町六番四八号　しろした法律事務所
相続財産管理人　弁護士　土居　幸徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県宇部市大字瓜生野六八七番地、最後の住所山口県宇部市大字山中一二六番地一
被相続人　亡　新田　貞夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年七月十八日
山口県宇部市則貞二丁目四番三七―二〇二号セジュールA
相続財産管理人　安光　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県阿波市吉野町柿原字原一八番地二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　矢野　昌明
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年七月十八日
徳島県徳島市新蔵町一丁目六番地の一　島内法律事務所
相続財産管理人　弁護士　島内　保彦

第35期決算公告

平成26年6月9日
北海道函館市昭和1丁目28番12号
ネッツトヨタ道南株式会社
代表取締役　鈴木　春雄
貸借対照表の要旨（平成26年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,328,573
	固定資産	576,346
	合計	2,904,919
負債及び純資産の部	流動負債	2,453,409
	固定負債	133,893
	退職給付引当金	133,893
	株主資本	317,615
	資本金	50,000
	資本剰余金	267,615
	利益準備金	13,000
	その他利益剰余金	254,615
	（うち当期純利益）	(11,487)
	合計	2,904,919

第57期決算公告　平成26年6月11日
札幌市中央区宮の森4条1丁目3番1号
ネッツトヨタ道都株式会社
代表取締役　田口　重隆
貸借対照表の要旨（平成26年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	11,169,210
	固定資産	3,243,545
	合計	14,412,755
負債及び純資産の部	流動負債	12,070,148
	（賞与引当金）	(160,830)
	固定負債	1,330,774
	退職給付引当金	1,330,774
	株主資本	1,011,831
	資本金	40,000
	資本剰余金	971,831
	利益準備金	13,000
	その他利益剰余金	958,831
	（うち当期純利益）	(110,093)
	合計	14,412,755

第48期決算公告　平成26年6月16日
北海道旭川市大雪通7丁目506番地
トヨタカローラ道北株式会社
代表取締役　歌川　豊
貸借対照表の要旨（平成26年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,037,458
	固定資産	1,668,905
	合計	5,706,364
負債及び純資産の部	流動負債	4,593,010
	（賞与引当金）	(23,130)
	固定負債	534,031
	退職給付引当金	534,031
	株主資本	579,322
	資本金	50,000
	資本剰余金	529,322
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	514,322
	（うち当期純利益）	(29,195)
	合計	5,706,364